

医療的ケア実施までの流れ【新規】

つくば特別支援学校

新規申請

- 保護者は、主治医と相談の上、学校にケアの申請をする。 **保護者待機開始**

申請書
診療情報提供書



※主治医に診療情報提供書の記入を依頼し、申請書と一緒に学校へ提出してください。

手技観察

- 保護者が実施するケアの様子を教室等で担任・看護職員が観察し、1回目の医ケア委員会で報告する。

医ケア委員会①

- 「医ケア委員会」で申請の可否を検討。
- 委員会では、保護者からの申請を受け、意見や報告を参考に、学校で実施可能な医療的ケアの内容や範囲を決定し、校長承認を得る。

指示書依頼

- 保護者が実施するケアの様子をケアルームで担任・看護職員が観察する。
- 主治医へ指示書の記入依頼。

指示書



実技研修 マニュアル作成

- （指示書提出後、）保護者立会いのもと、看護職員が実技研修する。
- 研修を進めながら、指示書をもとに、看護職員がマニュアル作成。

修了研修 マニュアル確認

- 看護職員は、保護者立会いのもと、巡回指導医等からのケア実施に必要な指導及び実技研修受ける。 マニュアル
- 指導医等にマニュアル確認を依頼。（指導医訪問日は1回/月）。



医ケア委員会②

- 実地研修後、「医ケア委員会」での検討及び校長承認を得る。

実施通知

- 校長承認後、学校は保護者に実施の通知をする。

実施通知



実施届

- 保護者通知後に、学校は教育委員会に実施の届出をする。

実施届



医療的ケア の実施

看護職員による医療的ケアの実施



保護者待機終了